

申請取次行政書士の皆様へ

犯罪に巻き込まれないために！

振り込め詐欺などの特殊詐欺の発生が頻発しています。これらの事件には、他人名義の携帯電話や預貯金口座が悪用されている実態があります。

外国人留学生や外国人技能実習生等の中には、高収入を謳い文句にした勧誘に安易に乗じ、アルバイト感覚で預貯金口座や携帯電話の譲渡等を行い、犯罪に巻き込まれたり、加担してしまうケースも少なくありません。申請を取次ぐ際には、クライアントの身分確認を徹底する等、十分な注意が必要です。

外国人留学生などが逮捕されている犯罪

口座の売買



SNSを見て、帰国の際に不要になった預貯金口座を売ってしまった。
その口座が振り込め詐欺に悪用された。

携帯電話の不正取得



「高値で買い取るから」と頼まれて携帯電話を契約して転売した。
その携帯電話が違法薬物の売買に悪用された。

不法就労



母国に送金するため、在留期限が過ぎた状態で就労していた。
会社も、不法残留であることを知りつつ雇用していた。

偽装結婚



長期の在留資格が欲しくて、日本人を紹介してもらい、虚偽の婚姻届を提出して在留資格を取得、不法に就労していた。

“ 騙されないで！ ”

逮捕された外国人の中には、

- 出来るだけ長く日本で就労し、母国の家族に送金したい。
- 就労のためには、違法な行為もやむを得ない。・簡単に高収益を得たい。
- お金を払えば、日本に在留できる申請書類を作って貰える。
- 違法な在留や就労場所については、コミュニティー内で情報収集できる。

等といった考えをもっている者も少なくありません。

行政書士の皆さん、犯罪に巻き込まれることの無いよう、注意してください。